

# 仙台市地域公共交通計画 【別冊】

**【添付一覧】**

地域公共交通確保維持事業のフィーダー補助を活用する系統の詳細について・・・P1～P2

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請資料・・・・・・・・・・P3～P35

令和5年度事業分（令和4年10月1日～令和5年9月30日） P3～P17

- ・坪沼地区
- ・新川地区

令和6年度事業分（令和5年10月1日～令和6年9月30日） P18～P35

- ・坪沼地区
- ・新川地区
- ・仙台都心循環線
- ・秋保地区

## 地域公共交通確保維持事業のフィーダー補助を活用する系統の詳細について

### 1 地域公共交通確保維持事業を活用する運行系統の位置付け・役割

仙台市地域公共交通計画における位置付け	系統名等	役割	確保・維持策
バス幹線区間	仙台都心循環線	仙台駅を起点に周回する循環線により、都心内を運行し、補助対象地域間幹線バス系統となる宮城交通バス秋保線（川崎）に停留所「仙台駅前」で接続する。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。
バス準幹線区間			
地域交通	つぼぬま号	坪沼地区内を運行し、地域間交通ネットワークとなる宮城交通バス秋保線（川崎）に停留所「生出中学校前」で接続する。	
	ハツ森号	新川地区内を運行し、地域間交通ネットワークとなる JR 仙山線に「作並駅・愛子駅・陸前落合駅」で接続する。	
	ぐるりんあきう	秋保地区内を運行し、地域間交通ネットワークとなるタケヤ交通バス西部ライナーに停留所「秋保・里センター」で接続する。	

### 2 地域公共交通確保維持事業の必要性

#### 1) 仙台都心循環線

都心内においては、多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化が必要であることから、都心回遊の促進及び旅行者等が移動しやすい環境整備に向け、都心内における市民や来訪者の移動手段としての役割を担っているが、単独での路線維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

#### 2) つぼぬま号

坪沼地区における、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な生活交通手段としての役割を担っており、また、地域間交通ネットワークとなる宮城交通バス秋保線（川崎）の停留所「生出中学校前」への接続により広域への移動も可能とする欠かせない路線であるが、市や地域での運営努力だけでは路線維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

#### 3) ハツ森号

新川地区における、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な生活交通手段としての役割を担っており、また、地域間交通ネットワークとなる JR 仙山線の「作並駅・愛子駅・陸前落合駅」への接続により広域への移動も可能とする欠かせない路線であるが、市や地域での運営努力だけでは路線維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

#### 4) ぐるりんあきう

秋保地区における、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な生活交通手段としての役割を担っており、また、地域間交通ネットワークとなるタケヤ交通バス西部ライナーの停留所「秋保・里センター」への接続により広域への移動も可能とする欠かせない路線であるが、市や地域での運営努力だけでは路線維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

### 3 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業認可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
仙台都心循環線	仙台駅前	錦町公園前 晩翠草堂前	仙台駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
つぼぬま号	坪沼地区内			4条乗合	区域運行	地域組織 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助
ハツ森号	新川地区内			4条乗合	区域運行	地域組織 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助
ぐるりんあきう	秋保地区内			4条乗合	区域運行	地域組織 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助

# 令和5年度事業分

(令和4年10月1日～令和5年9月30日)

令和5年6月16日

(名称) 仙台市交通政策推進協議会

<p><b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b></p>
<p>本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。</p> <p>その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があったことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）』を策定した。</p> <p>この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第7条第1項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。</p> <p>そのため、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和5年4月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』の本格運行が開始されることから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』及び『つぼぬま号』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。</p>
<p><b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p><b>【つぼぬま号】</b> 利用者数を674人以上（直近年度の実績655人）とする。 利用者満足度を90%以上（直近の実績100%）とする。</p> <p><b>【ハツ森号】</b> 利用者数を1970人以上（直近年度の実績1915人）とする。 利用者満足度を90%以上（直近の実績88.9%）とする。</p> <p>（仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照）</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>地域交通を維持することにより、新川地区と坪沼地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。</p>
<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p>

<p>地域交通を運営する地域組織における、普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスターやリーフレットの作成等）への支援</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市）</li> <li>・ 広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織）</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>別添「表1」のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る地域交通について、その運行に係る費用総額 7,066,680 円のうち、本市から地域への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</li> <li>・ 満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取）</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>別添「表5」のとおり</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和元年6月 協議会設立 ～ 略 ～
令和3年6月 地域公共交通計画等について協議 ～ 略 ～
令和4年3月 仙台市地域公共交通計画最終案について合意 ～ 略 ～
令和4年11月 仙台地地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年3月 仙台地地域公共交通利便増進実施計画について合意 交通不便地域の申請について合意 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年5月 地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意

## 19. 利用者等の意見の反映状況

本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を審議している。

また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼめま号		坪沼地区		往 km 復 km	121	290		区域運行	②(2)	①
		(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	146	1,258		区域運行	②(1)	①
	(3)				往 km 復 km	日	回					
	(4)				往 km 復 km	日	回					
	(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ライダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	243	584		区域運行	②(2)	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	293	2,526		区域運行	②(1)	①
		(3)				往 km 復 km	日	回				
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	240	580		区域運行	②(2)	①
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	290	2,506		区域運行	②(1)	①
		(3)				往 km 復 km	日	回				
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 利用方法

利用は簡単な3ステップ!どなたでもご利用出来ます。



1 利用したい日付、便、行先が決まりましたら、**予約連絡先 KM 仙台タクシー株式会社 (022-244-3131)** へ電話をし、「つぼぬま号の予約です。」とお伝え下さい。その後、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答え下さい。

つぼぬま号の予約をしたいのですが...

例：会員番号〇〇〇〇番 〇〇〇です。4月3日の4便でヨークベニマル茂庭店まで、5便でヨークベニマル茂庭店から利用したいので、予約をお願いします。



2 お迎えの時間を告げられます。その後、予約時間になりましたら、**自宅前(または各施設の乗降場所)でお待ちください。**

例：それでは、11:40にご自宅まで、13:30にヨークベニマル茂庭店までお迎えにまいります。変更やキャンセルがある場合は前日の4月2日の17:00までにお願います。他に予約が入ってお迎えの時間変更する場合は、ご連絡用の電話番号に改めてご連絡いたします。



3 乗車したら、運賃を現金、または回数券にてお支払いください。  
※回数券は車内にて販売しております。  
**他の利用者宅などを回って、目的地まで運行します。**



【予約受付時間】 1～4便：利用する前日の17:00まで  
5～8便：利用する当日の12:00まで

※お早目のご予約にご協力ください。

## ご協力をお願いします

※「つぼぬま号」の時刻表は、複数人の予約者が乗り合う都合上、予約状況によって運行経路が異なり予定より早く到着することがありますので、目安の時刻となります。

※道路の混雑状況等により、予定通りに運行できない場合がございますので、表記時刻の前後10～15分程度の余裕を見て下さい。

※ご希望の場所で待っておられない場合他の予約場所に移動します。



## ご注意

※積雪時は自宅前での乗降ができない場合があります。  
※天候、交通事情等により、止むを得ず運行を中止する場合があります。

# つぼぬま号のご案内

坪沼地区と茂庭地区を結ぶ、誰でも利用できる  
**予約制の乗合タクシーです。**

つぼぬま号

坪沼乗合タクシー運営協議会

令和5年4月版



【予約の受付】電話で簡単に予約できます!  
利用する場合は、「行き」「帰り」ともに電話による事前予約制です。

KM仙台タクシー株式会社(つぼぬま号予約センター)  
**(022-244-3131)へ電話をします。**

※平日のみの運行となります

【予約受付】1～4便：利用する前日の17:00までにご予約ください。  
5～8便：利用する当日の12:00までにご予約ください。  
(お早目のご予約にご協力ください。)



【乗降場所】「ご自宅前」から「目的地」近くまでを直接結びます!

坪沼地区(デマンド区域※見開き参照)では自宅の前で、デマンド区域外では施設の駐車場等に設置した「乗降ポイント」で乗降できます。乗降ポイント同士での乗降はできません。



【運賃】

※回数券は「つぼぬま号」の車内で、運転手が販売しておりますので、ご購入の際にはお申し付けください。

	運賃	回数券
仙台市内に お住いの方	一般乗車運賃 400円	4,000円(12回分)
	70歳以上・ 障害者等運賃	1,000円(10回分)
仙台市外にお住いの方	400円	4,000円(12回分)



## 70歳以上・障害者等運賃

70歳以上の高齢者や、障害者等を対象としたお得な運賃制度です!  
※乗車する際、敬老乗車証、下記の身分証明書、障害者手帳等を運転手へご提示下さい。

70歳以上の方	障害者等
●年齢 70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等)	●身体障害者手帳 ●療育手帳
●敬老乗車証	●精神障害者保健福祉手帳
	●仙台市障害者き草、又は、き草証票
	●ふれあい乗車証



とくも  
めり  
り  
す  
!  
運賃も  
り  
す  
!  
度  
が  
な  
い  
運賃  
制  
度  
が  
あ  
り  
ま  
す  
!

運営主体：坪沼乗合タクシー運営協議会

運行事業者：KM 仙台タクシー株式会社 電話 022-244-3131

支援機関：仙台市都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8495

お問い合わせ

## 乗降場所

- 坪沼地区内のデマンド区域（板橋、根浜、中沖、北町内会）は、どこでも乗降・移動可能です。
- 生出中学校付近は下記4箇所の乗降ポイントで乗降できます。乗降ポイント間の乗降はできません。



**乗降場所**

青色部 の範囲では乗降は自由ですが、青色部以外では、赤色 の上記4か所でのみ乗降できます。

● 主要施設のみ。詳細はTをみてくださいの図はあつません。

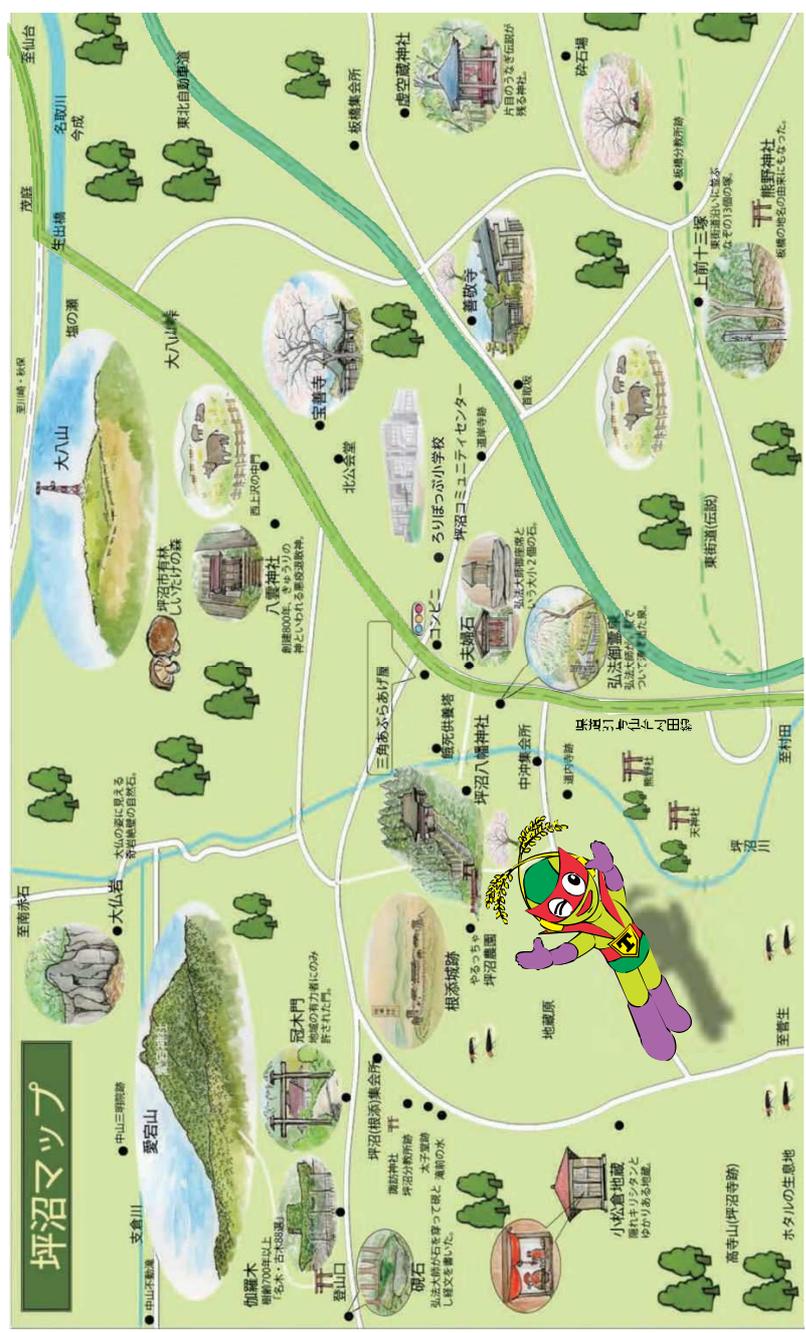
出典：電子地籍図(国土地理院)を加工して作成

## 時刻表

# 平日予約時のみ運行

※土・日・祝日及び、お盆期間中（8/13～15）、年末年始（12/29～1/3）は運休します。

	往路 (坪沼地区⇒生出中学校付近)	復路 (生出中学校付近⇒坪沼地区)
1便	8:15～8:45発 ⇒ 9:00着	
2便	9:15～9:45発 ⇒ 10:00着	
3便		11:00発 ⇒ 11:15～11:45着
4便	11:15～11:45発 ⇒ 12:00着	
5便		13:30発 ⇒ 13:45～14:15着
6便	13:45～14:15発 ⇒ 14:30着	
7便		16:10発 ⇒ 16:25～16:55着
8便	16:25～16:55発 ⇒ 17:10着	
備考	生出中学校付近の到着時刻を固定 生出中学校付近の出発時刻を固定	



## 利用方法

利用は簡単な4ステップ! どなたでもご利用出来ます。



ハツ森号の予約をしたいのですが...



利用登録  
伝える内容を  
簡略化でき  
ます!

1. 利用したい日付、便、行先が決まりましたら、相互タクシー株式会社（ハツ森号予約センター）**(022-226-1641)**へ電話をします。  
※受付時間・時刻表は別紙をご参照ください。  
※時間帯によっては「話し中」の場合がございますので、その際は、しばらく時間を置いておかけ直しください。

- 電話がつながったら、はじめに「ハツ森号の予約です。」と  
言ってください。電話の指示に従って、ご希望の便と時刻、  
乗降場所、人数をお答えください。



2. 予約時間になったら、「自宅前」または「乗降ポイント」でお待ちください。  
※予約状況により、お迎えの時間変更の連絡を前日にさせて頂くことがあります。



3. 乗車したら料金を払うか、回数券を使用します。  
※回数券は、車内にて販売しております。



4. 他の利用者宅、「乗降ポイント」を回りながら、目的地へ向かいます。

## Q. デマンド交通がよく分らないのですが?

- A. デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態をいいます。



【お問い合わせ】

- 運営主体：新川地区地域交通運営検討会
- 運行事業者：相互タクシー株式会社 ..... 電話 022-226-1641
- 支援機関：仙台市都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8359

どなたでもご利用いただけます!

新川地区地域交通運営検討会

「ハツ森号」で快適にお出かけしてみませんか!



ハツ森号は、自宅近くで乗車し、途中で他の利用者と乗り合って、目的地に近い乗降ポイントまでお運びする、デマンド型の乗合タクシーです。

【予約の受付】

電話で簡単に予約できます!(誰でも利用可能)  
相互タクシー株式会社(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

【運行区域】

内面をご参照ください。

【予約の受付】

平日 7:00 ~ 16:00、土・日・祝は 7:00 ~ 12:00

【運行時刻表】

別紙参照

【運行日】

平日及び土曜日(日・祝運休)

※年末年始(12月29日~1月3日)は運休します。

【運賃】

	新川地区⇄作並温泉~熊ヶ瀬駅	新川地区⇄アルペロ~愛子駅方面
一般乗車運賃	500円	800円
回数券(11枚綴り)	5,000円	8,000円
70歳以上・障害者等運賃	100円	160円
回数券(5枚綴り)	500円	800円
複数予約割引運賃	400円	600円

70歳以上・障害者等運賃の適用を受けるには、身分証明書もしくは障害者手帳等をご提示ください。

70歳以上・障害者等運賃で提示できるもの

70歳以上の方	障害者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等)</li> <li>●敬老乗車証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者手帳</li> <li>●身体障害者手帳</li> <li>●療育手帳</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●仙台市障害者手帳</li> <li>●又は、市立児童院</li> <li>●ふれあい乗車証</li> </ul>

**複数予約割引運賃**  
2人以上で予約されまして、割引運賃が適用されます。  
※70歳以上の方や障害者の方  
等は、「70歳以上・障害者等運賃(上記)」が有効です。

いよいよ本格運行が始まりましたよ!





# 「ハツ森号」 下り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**  
(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

※時刻は、前後10分  
程度の余裕を見て  
お待ちください。

予約締切  
希望日の**前日16:00**まで

予約締切  
希望日の**当日11:00**まで

**土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。\***※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

## 乗降ポイント

乗降ポイント	予約締切 希望日の前日16:00まで				予約締切 希望日の当日11:00まで		
	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便
陸前落合駅	7:00	8:00	10:00	11:30	14:00	16:00	18:00
みやぎ生協							
愛子駅	7:10	8:10	10:10	11:40	14:10	16:10	18:10
ヨークベニマル 仙台愛子店							
広瀬体育館							
白沢車庫	7:20	8:20	10:20	11:50	14:20	16:20	18:20
早川医院(白沢駅前)							
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)	7:30	8:30	10:30	12:00	14:30	16:30	18:30
<b>ハイランド地区</b>	7:40	8:40	10:40	12:10	14:40	16:40	18:40
<b>新川地区</b>	7:50	8:50	10:50	12:20	14:50	16:50	18:50
作並駅							
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00

# 「ハツ森号」 上り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**  
(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

※時刻は、前後10分  
程度の余裕を見て  
お待ちください。

予約締切  
希望日の**前日16:00**まで

予約締切  
希望日の**当日11:00**まで

**土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。※土曜のその他の便はございません。**

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

## 乗降ポイント

乗降ポイント	予約締切 希望日の前日16:00まで				予約締切 希望日の当日11:00まで		
	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00
作並駅							
<b>新川地区</b>	8:20	9:20	11:20	12:50	15:20	17:20	19:20
<b>ハイランド地区</b>	8:30	9:30	11:30	13:00	15:30	17:30	19:30
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)							
早川医院(白沢駅前)	8:40	9:40	11:40	13:10	15:40	17:40	19:40
白沢車庫							
広瀬体育館							
愛子駅	8:50	9:50	11:50	13:20	15:50	17:50	19:50
ヨークベニマル 仙台愛子店							
みやぎ生協							
陸前落合駅	9:00	10:00	12:00	13:30	16:00	18:00	20:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(R5年度事業分)

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,234

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区	山村振興法第七条
371	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	-

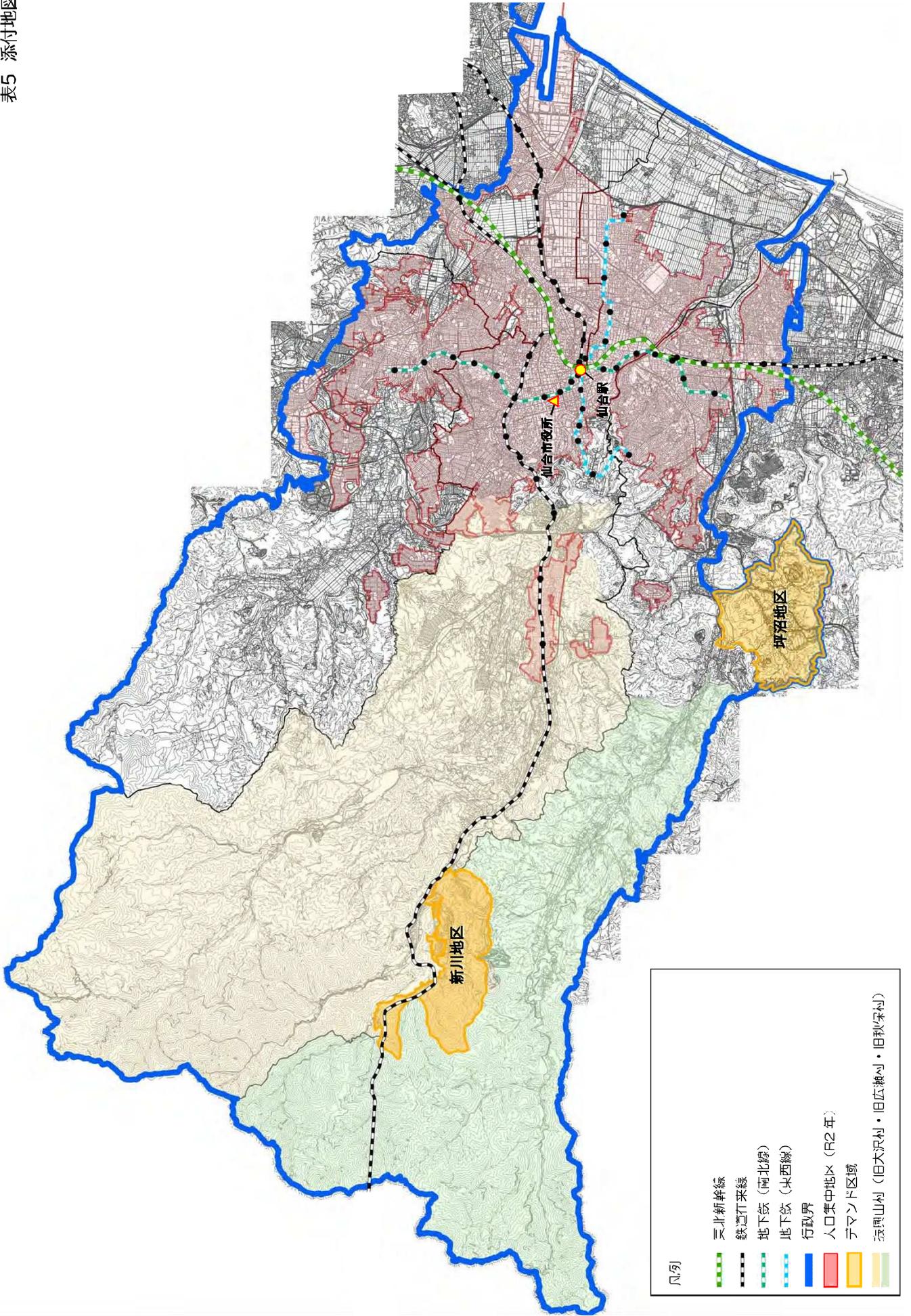
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付地図



# 令和 6 年度事業分

(令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。

その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があったことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）』を策定した。

この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第7条第1項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。

そのため、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要不可欠な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和5年4月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』、令和6年4月より、太白区秋保地区の『ぐるりんあきう』の本格運行が開始されることから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』、『つぼぬま号』及び『ぐるりんあきう』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。

また、仙台市地域公共交通計画において、公共交通の需要が一定程度見込まれ、都市の骨格となる鉄道及び比較的多数の人を効率的に輸送できる路線バスにより運行を維持するエリアを『みんなで支える路線バスエリア』として位置付けている。

都心エリアにおいては、都心での多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化が必要であるため、都心回遊の促進及び旅行者等が移動しやすい環境整備に向け、令和5年4月より宮城交通（株）の『仙台都心循環線』の本格運行が開始されていることから、地域公共交通確保維持改善事業により、仙台都心循環線を維持することで、都心内における市民や来訪者の移動手段を確保する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【つぼぬま号】

利用者数を674人以上（直近年度の実績655人）とする。

利用者満足度を90%以上（直近の実績100%）とする。

#### 【ハツ森号】

利用者数を1,970人以上（直近年度の実績1,915人）とする。

利用者満足度を90%以上（直近の実績88.9%）とする

#### 【仙台都心循環線】

利用者数を31,564人以上（直近年度の実績29,460人）とする

#### 【ぐるりんあきう】

利用者数を5,156人以上（直近年度の実績5,011人）とする。

利用者満足度を90%以上（直近の実績81.8%）とする。

(仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照)

<p>(2) 事業の効果</p> <p>つぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを維持することにより、坪沼地区、新川地区及び秋保地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。</p> <p>仙台都心循環線を維持することにより、市民や来訪者の移動手段が確保されるとともに、仙台都心循環線と重複する路線の利用者が、仙台都心循環線へ転換することによる将来的な運行効率化が見込まれる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>つぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織における、普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスターやリーフレットの作成等）への支援</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市）</li> <li>・ 広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織）</li> </ul> <p>仙台都心循環線の利用促進のために、都心来訪者や市民に向けたポスター掲示及びチラシ配布による周知広報の実施</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p> <p>別添「表1」のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 44,936,475 円のうち、本市からつぼぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>『つぼぬま号・ハツ森号・ぐるりんあきう』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</li> <li>・ 満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取）</li> </ul> <p>『仙台都心循環線』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数について、トラフィックデータによる評価を実施</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p> <p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p> <p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p> <p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年6月 ～ 略 ～	協議会設立
令和3年6月 ～ 略 ～	地域公共交通計画等について協議
令和4年3月 ～ 略 ～	仙台市地域公共交通計画最終案について合意
令和4年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年3月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画について合意 交通不便地域の申請について合意 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年5月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和5年9月	地域公共交通計画変更届について合意
令和5年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を審議している。</p> <p>また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあたっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。</p> <p>仙台都心循環線については、仙台市地域公共交通利便増進実施計画の個別事業として位置付ける際に、仙台市交通政策推進協議会において地域公共交通の利用者の代表等から意見聴取を行った上で合意がなされた事業内容を本計画に記載している。</p>	

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	243	584		区域運行	②(2)	①
		(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	293	2,526		区域運行	②(1)	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	仙台駅前 晩翠堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	366	6,588	○	路線定期運行	①	①
		(4) ぐるりんあきう		秋保地区		往 km 復 km	124	2,762		区域運行	②(1)	①
	(5)				往 km 復 km	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	238	572		区域運行	②(2)	①
		(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	288	2,480		区域運行	②(1)	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	仙台駅前 晩翠堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	365	6,570	○	路線定期運行	①	①
		(4) ぐるりんあきう		秋保地区		往 km 復 km	244	5,446		区域運行	②(1)	①
	(5)					往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送継続 特例 措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼぬま号		坪沼地区		往 km 復 km	238	572		区域運行	②(2)	①
		(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	288	2,480		区域運行	②(1)	①
	宮城交通(株)	(3) 仙台都心循環線	仙台駅前	仙台駅前 晩翠堂前	仙台駅前	3.8km (循環線)	365	6,570	○	路線定期運行	①	①
		(4) ぐるりんあきう		秋保地区		往 km 復 km	242	5,404		区域運行	②(1)	①
	(5)	(有)秋保交通				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。





## 利用方法

利用は簡単な4ステップ! どなたでもご利用出来ます。



ハツ森号の予約をしたいのですが...



利用登録  
伝える内容を  
簡略化でき  
ます!

1. 利用したい日付、便、行先が決まりましたら、相互タクシー株式会社（ハツ森号予約センター）**(022-226-1641)**へ電話をします。  
※受付時間・時刻表は別紙をご参照ください。  
※時間帯によっては「話し中」の場合がございますので、その際は、しばらく時間を置いておかけ直しください。

- 電話がつながったら、はじめに「ハツ森号の予約です。」と仰ってください。電話の指示に従って、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答えください。



2. 予約時間になったら、「自宅前」または「乗降ポイント」でお待ちください。  
※予約状況により、お迎えの時間変更の連絡を前日にさせて頂くことがあります。



3. 乗車したら料金を払うか、回数券を使用します。  
※回数券は、車内にて販売しております。



4. 他の利用者宅、「乗降ポイント」を回りながら、目的地へ向かいます。

## Q. デマンド交通がよく分らないのですが?

- A. デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態をいいます。



【お問い合わせ】

- 運営主体：新川地区地域交通運営検討会
- 運営事業者：相互タクシー株式会社 ..... 電話 022-226-1641
- 支援機関：仙台市都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8359

どなたでもご利用いただけます!

# ハツ森号

新川地区地域交通運営検討会

「ハツ森号」で快適にお出かけしてみませんか!



ハツ森号は、自宅近くで乗車し、途中で他の利用者と乗り合って、目的地に近い乗降ポイントまでお運びする、デマンド型の乗合タクシーです。

【予約の受付】

電話で簡単に予約できます!(誰でも利用可能)  
相互タクシー株式会社(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

【運行区域】

内面をご参照ください。

【予約の受付】

平日 7:00 ~ 16:00、土・日・祝は 7:00 ~ 12:00

【運行時刻表】

別紙参照

【運行日】

平日及び土運行(日・祝運休)

※年末年始(12月29日~1月3日)は運休します。

【運賃】

	新川地区⇄作並温泉~熊ヶ瀬駅	新川地区⇄アルペロ~愛子駅方面
一般乗車運賃	500円	800円
回数券(11枚綴り)	5,000円	8,000円
70歳以上・障害者等運賃	100円	160円
回数券(5枚綴り)	500円	800円
複数予約割引運賃	400円	600円

70歳以上・障害者等運賃の適用を受けるには、身分証明書もしくは障害者手帳等をご提示ください。

70歳以上・障害者等運賃で提示できるもの

70歳以上の方	障害者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等)</li> <li>● 敬老乗車証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者手帳</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 療育手帳</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 仙台市障害者手帳、又は、市民証</li> <li>● ふれあい乗車証</li> </ul>

**複数予約割引運賃**  
2人以上で予約されまして、割引運賃が適用されます。  
※70歳以上の方や障害者の方  
は、「70歳以上・障害者等運賃(上記)」がお待ちです。

いよいよ本格運行が始まりましたよ!





# 「ハツ森号」 下り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**  
(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

※時刻は、前後10分  
程度の余裕を見て  
お待ちください。

予約締切  
希望日の**前日16:00**まで

予約締切  
希望日の**当日11:00**まで

**土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。※土曜のその他の便はございません。**

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

## 乗降ポイント

乗降ポイント	予約締切 希望日の前日16:00まで				予約締切 希望日の当日11:00まで		
	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便
陸前落合駅	7:00	8:00	10:00	11:30	14:00	16:00	18:00
みやぎ生協							
愛子駅	7:10	8:10	10:10	11:40	14:10	16:10	18:10
ヨークベニマル 仙台愛子店							
広瀬体育館							
白沢車庫	7:20	8:20	10:20	11:50	14:20	16:20	18:20
早川医院(白沢駅前)							
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)	7:30	8:30	10:30	12:00	14:30	16:30	18:30
<b>ハイランド地区</b>	7:40	8:40	10:40	12:10	14:40	16:40	18:40
<b>新川地区</b>	7:50	8:50	10:50	12:20	14:50	16:50	18:50
作並駅							
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00

# 「ハツ森号」 上り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**  
(ハツ森号予約センター)

**022-226-1641**

※時刻は、前後10分  
程度の余裕を見て  
お待ちください。

予約締切  
希望日の**前日16:00**まで

予約締切  
希望日の**当日11:00**まで

**土曜日は1,2便及び9,10便のみ運行します。**※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

## 乗降ポイント

乗降ポイント	予約締切 希望日の前日16:00まで				予約締切 希望日の当日11:00まで		
	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便
ラサント	8:00	9:00	11:00	12:30	15:00	17:00	19:00
作並駅							
<b>新川地区</b>	8:20	9:20	11:20	12:50	15:20	17:20	19:20
<b>ハイランド地区</b>	8:30	9:30	11:30	13:00	15:30	17:30	19:30
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)							
早川医院(白沢駅前)	8:40	9:40	11:40	13:10	15:40	17:40	19:40
白沢車庫							
広瀬体育館							
愛子駅	8:50	9:50	11:50	13:20	15:50	17:50	19:50
ヨークベニマル 仙台愛子店							
みやぎ生協							
陸前落合駅	9:00	10:00	12:00	13:30	16:00	18:00	20:00

## 運行経路



[タップして拡大](#)

## 時刻表

〈一部時間帯を除き、20分おきに運行します。〉

仙台駅前 3番のりば	9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40	12:30	12:50	13:10
ハピナ名掛丁入口	9:03	9:23	9:43	10:03	10:23	10:43	12:33	12:53	13:13
本町二丁目	9:04	9:24	9:44	10:04	10:24	10:44	12:34	12:54	13:14
錦町公園前	9:08	9:28	9:48	10:08	10:28	10:48	12:38	12:58	13:18
定禅寺通市役所前	9:10	9:30	9:50	10:10	10:30	10:50	12:40	13:00	13:20
メディアテーク入口	9:12	9:32	9:52	10:12	10:32	10:52	12:42	13:02	13:22
東北公済病院・戦災復興記念館前	9:14	9:34	9:54	10:14	10:34	10:54	12:44	13:04	13:24
晩翠草堂前	9:16	9:36	9:56	10:16	10:36	10:56	12:46	13:06	13:26
青葉通一番町駅	9:17	9:37	9:57	10:17	10:37	10:57	12:47	13:07	13:27
あおば通駅	9:18	9:38	9:58	10:18	10:38	10:58	12:48	13:08	13:28
仙台駅前 (降車場)	9:21	9:41	10:01	10:21	10:41	11:01	12:51	13:11	13:31

仙台駅前 3番のりば	13:30	13:50	14:10	16:00	16:20	16:40	17:00	17:20	17:40
ハピナ名掛丁入口	13:33	13:53	14:13	16:03	16:23	16:43	17:03	17:23	17:43
本町二丁目	13:34	13:54	14:14	16:04	16:24	16:44	17:04	17:24	17:44
錦町公園前	13:38	13:58	14:18	16:08	16:28	16:48	17:08	17:28	17:48
定禅寺通市役所前	13:40	14:00	14:20	16:10	16:30	16:50	17:10	17:30	17:50
メディアテーク入口	13:42	14:02	14:22	16:12	16:32	16:52	17:12	17:32	17:52
東北公済病院・戦災復興記念館前	13:44	14:04	14:24	16:14	16:34	16:54	17:14	17:34	17:54
晩翠草堂前	13:46	14:06	14:26	16:16	16:36	16:56	17:16	17:36	17:56
青葉通一番町駅	13:47	14:07	14:27	16:17	16:37	16:57	17:17	17:37	17:57
あおば通駅	13:48	14:08	14:28	16:18	16:38	16:58	17:18	17:38	17:58
仙台駅前 (降車場)	13:51	14:11	14:31	16:21	16:41	17:01	17:21	17:41	18:01

[タップして拡大](#)

## ご利用方法

「ぐるりんあきう」は電話で予約受付します！  
〔運行時間〕平日6時～18時で、予約に応じて運行します。

1. 利用したい日時と行先が決まりましたら、1週間前から予約可  
**ぐるりんあきうセンター(有限会社秋保交通)**  
**(022-393-5912)へ電話します。**
  - 予約時に伝える内容(ご利用登録すると一部省略できます。\*)
    - 利用者氏名 ● 利用日 ● 乗車・降車場所 ● 乗車人数 ● 連絡先
    - 着きたい時間(バスへ乗り継ぐ場合は……バスの出発時刻)
    - 帰りの時間(バスから乗り継ぐ場合は……バスの到着時刻)を伝えます。

ご予約の変更やキャンセルする場合は、すみやかにご連絡ください。  
 \*登録手続きは、下記宛もしくは、乗車の際に運転手までお問い合わせください。  
 ご利用登録お済の方は、予約時に「利用者番号」をお伝えください。

2. お迎えの時間を告げられます。  
 その時間になったら、「ご予約の乗車場所」でお待ちください。  
 乗車したら、運転手に運賃を現金、または、回数券にてお支払いください。  
 ※予約や、天候の状況により、お迎えの時間変更の連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

3. 他の利用者宅等を回りながら、目的地へ向かいます。

## よくある質問 予約の前に再確認！よくあるご質問にお答えします！

<p><b>運行日は平日のみ</b></p> <p>Q ぐるりんを土日に利用したいんだけど… A 運行は平日のみです。また、予約の受付も平日のみとなっております。</p>	<p><b>運行範囲は秋保町内のみ</b></p> <p>Q ぐるりんが松島に行きたいんだけど… A 秋保町内であればどこへでも行けますが、松島や青葉城址へは行けません。</p>
<p><b>予約は時間に余裕を持って</b></p> <p>Q ●時分発のバスに乗り継ぐ場合の予約方法を教えてください A 予約状況により、乗車時刻・移動時間が前後しますので、バスへの乗り継ぎ・病院の降りの際は時間に余裕をもってご予約願います。</p>	<p><b>移動先が複数あっても一度で予約が可能</b></p> <p>Q 行きたい場所が複数ある場合の予約方法と運賃を教えてください A 全ての移動先とおおよその所要時間を教えてください。運賃は移動先で乗り降りする毎に発生します。</p>

# ジャンボタクシーで快適にお出かけしよう！

令和5年4月現在



どなたでもご利用できます！



秋保町内の移動には、ご希望の時間に、ご希望の場所で乗降できる予約制の乗合タクシー「ぐるりんあきう」が便利です！

**運行期間 2023年(令和5年)4月3日(月) ~ 2024年(令和6年)3月29日(金)**  
**土・日・祝日運休**

**運行時間 朝6時 ~ 夜18時で予約に応じて運行**  
**ぐるりんあきうセンター(有限会社秋保交通)**  
**専用ダイヤル**  
**予約の電話(平日のみ): 022-393-5912 まで**

※運行マップ・ご利用方法等、詳細は裏面をご覧ください。

**運賃**  
 70歳以上の方や障害のある方・小学生以下は100円均一！  
 また、お得な回数券も車内で販売しております！

運賃対象	同一小学区内	小学区隣接	馬場小学区間接	湯元小学区
一般	200円	400円	600円	600円
学生割引(中学・大学・短大・専門学校)	100円	200円	300円	300円
小学生・乳幼児*	<b>お得です！100円</b> ※乳幼児が乗車する際は、チャイルドシートを装着して運行しますので、予約時にお伝えください。			
70歳以上・障害者*	<b>お得です！100円</b> ※利用日で乗車する際は、身分証明書や敬老乗車証等をお持ちください。			
仙台市外にお住いの方	200円	400円	400円	600円

お問い合わせ  
 運営主体：秋保地区の交通を考える会  
 運行事業者：有限会社秋保交通 TEL022-393-5912  
 支援機関：仙台市都市整備局 地域交通推進課 TEL022-214-8495

秋保町のどこへでも気軽に移動。路線バスに乗り継ぎすることで市内各方面へも移動できます！

普段の買い物や通院、通学などにぜひ、ご利用ください。

# ぐるりんあきう 運行マップ



愛子駅方面へは、「ぐるりんあきう」からバスに乗り換えてご利用ください。

**秋保・里センター**  
 乗換バス停  
 愛子方面(まはろ)  
 湯元・仙台駅方面(宮城交通)  
 仙台駅方面(豊足(タケヤ交通))

湯元小学区として扱います。(敷地内にて乗換)

凡 例

馬場小学区	運行対象区域(どこでも乗降可能)
秋保小学区	地区外の指定乗降場所(湯元小学区扱い)
湯元小学区	バス路線

## 「ぐるりんあきう」のご利用方法

秋保町内で乗降できます。  
 運賃体系は表面参照。

**ご自宅周辺、及び、秋保町内の施設周辺において乗降ができます。**  
 仙台万華鏡美術館と秋保ウイレッジ(各敷地内)でも乗降できます(料金は湯元小学区扱い)。

**秋保町外へのお出かけは、路線バスをご利用ください。**  
 秋保・里センター(地図参照)で、路線バスに乗り継ぎできます。バス時刻は事前にお調べください。

**Q** 「ぐるりんあきう」は秋保地区にお住まいの方しか利用できないのですか？

**A** 秋保地区以外にお住まいの方も、どなたでもご利用いただけます。

ご注意：※積雪時など、ご自宅前での乗降ができない場合があります。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(R6年度事業分)

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,234

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区、秋保地区	山村振興法第七条
371	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	令和6年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付地図

